

匝瑳市地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

概要版



2024 年（令和 6 年）9 月

匝瑳市

第 1 章 地球温暖化問題の概要

1 地球温暖化問題

人為的な地球温暖化への影響を抑制するには、CO₂排出量を 2050 年までに実質ゼロにする必要があり、温暖化による世界の平均気温の上昇をパリ協定(後述)で目標としている 1.5℃に抑制しうるかは、主に温室効果ガス(主に CO₂)排出の実質ゼロを達成するまでの累積炭素排出量(カーボンバジェット)を考慮すると、この 10 年間の温室効果ガス排出削減の取組みによって決まるとされています。

2 国際的な動向と日本の対応

パリ協定では、世界共通の長期目標として、地球の平均気温の上昇を産業革命以前と比較して 2℃未満に抑えること(1.5℃未満に抑えることを努力目標とする)とされました。日本は、2021 年(令和 3 年)10 月に決定して提出した日本の NDC(国が決定する貢献)では、2050 年カーボンニュートラルと整合的で、野心的な目標として、2030 年度(令和 12 年度)において、温室効果ガスを 2013 年度(平成 25 年度)から 46%削減することを目指し、さらに 50%の高みに向け、挑戦を続けていくとしています。

3 温室効果ガスの排出実態

代表的な温室効果ガスである二酸化炭素(CO₂)についてみると、日本における 2022 年度(令和 4 年度)の排出量は、10 億 3,700 万トンであり、2013 年度(平成 25 年度)比では 21.3%削減し、国民 1 人当たり排出量は約 8.6 トンとなっています。

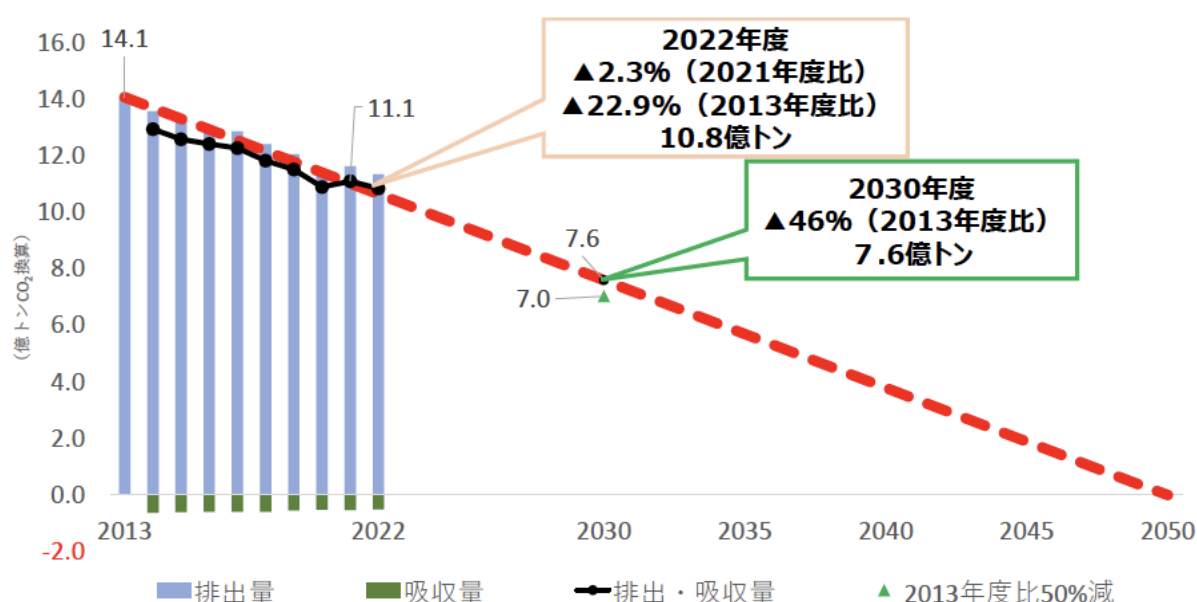


図 1 日本の二酸化炭素排出量の推移【2013 年度(平成 25 年度)～2022 年度(令和 4 年度)】

出所：環境省「2022 年度の温室効果ガス排出・吸収量」

第2章 これまでの市の取組

1 第2次匠瑳市地球温暖化防止実行計画について

本市では、2017年(平成29年)3月に第2次匠瑳市地球温暖化防止実行計画(以下「前計画」という。)を策定し、市の事務及び事業により発生する温室効果ガス排出量並びに水道及びコピー用紙使用量の削減に取り組んできました。

2 前計画の進捗状況

(1) 温室効果ガス排出量の推移

本市では、前計画に基づき、省エネルギー対策等の取組を実施した結果、2020年度(令和2年度)において、2015年度(平成27年度)と比較して12.2%の温室効果ガスが削減され、目標である4%以上の削減を達成することができました。

その区分毎の排出量の内訳としては、電気使用に伴う排出量は目標の5%に対して、2022年度(令和4年度)には16.2%の削減でした(電気使用に係る当該年度におけるCO₂排出原単位を考慮)。燃料使用に伴う排出量は目標の3%削減に対して2022年度(令和4年度)には12.3%の削減でした。

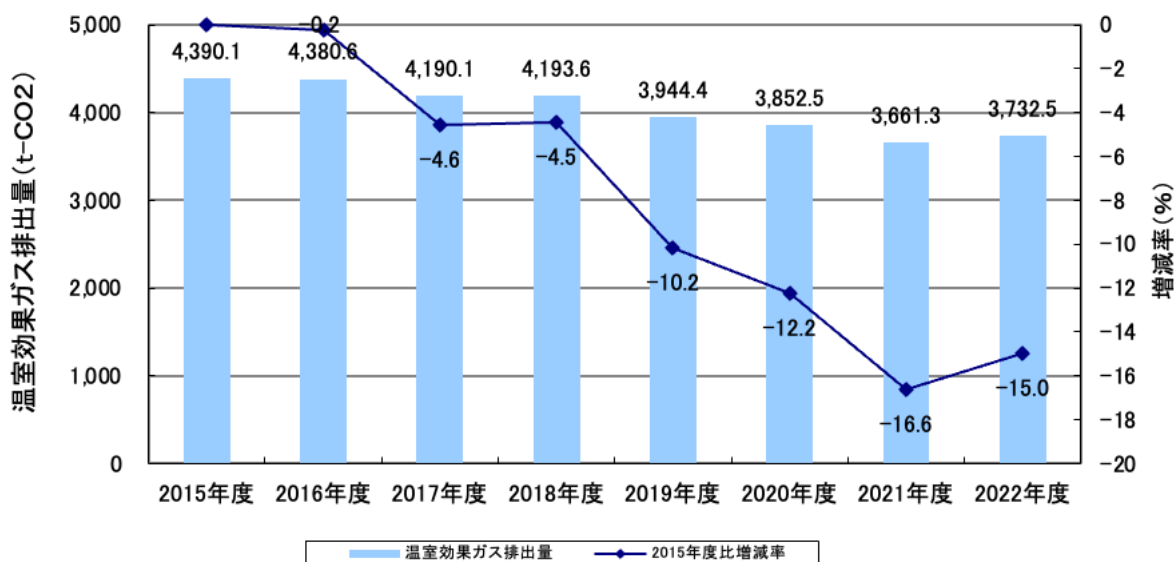


図2 温室効果ガス排出量及び増減率(2015年度比)

第3章 計画の基本的事項

1 計画の目的

匠瑳市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(以下「本計画」という。)は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づいて、市の事務及び事業に伴って発生する温室効果ガスの排出削減等の措置を行うことにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

2 計画の位置づけ

温室効果ガスの削減は、匠瑳市環境基本条例及び匠瑳市環境基本計画の中で、本市の環境保全に関する施策として位置づけられており、本計画は事務事業における温室効果ガスの削減に関する施策を効果的に実施するための指針となるものです。

3 計画の期間及び基準年度

本計画では、2024年度(令和6年度)から2030年度(令和12年度)までの7年間を計画期間とし、中間にあたる2027年度(令和9年度)を見直し予定時期として、計画の進捗状況や技術の進歩、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

また、国の地球温暖化対策計画(2021年10月閣議決定)の基準年度に合わせて、本計画の基準年度は2013年度(平成25年度)とします。

4 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、「二酸化炭素(CO_2)」、「メタン(CH_4)」、「一酸化二窒素(N_2O)」、「ハイドロフルオロカーボン(HFC)」(このうちHFC-134a)の4種類とします。

5 対象とする事務及び事業の範囲

本計画の対象範囲は、市が実施する全ての事務及び事業を対象とし、出先機関等を含めた全ての組織・施設を対象とします。なお、外部への委託等により実施する事業で温室効果ガス排出の削減等の措置が可能なものについては、受託者等に対して必要な措置を講ずるよう要請します。

第4章 計画の目標

1 温室効果ガスの排出削減目標

本計画では、市の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量の削減目標を次のとおり定めます。

市の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量を基準年度の2013年度(平成25年度)に比べて2030年度(令和12年度)までに**60%以上**削減することを目指します。

※ 目標値は以下に示す分野ごとの排出削減目標を考慮して定めています。

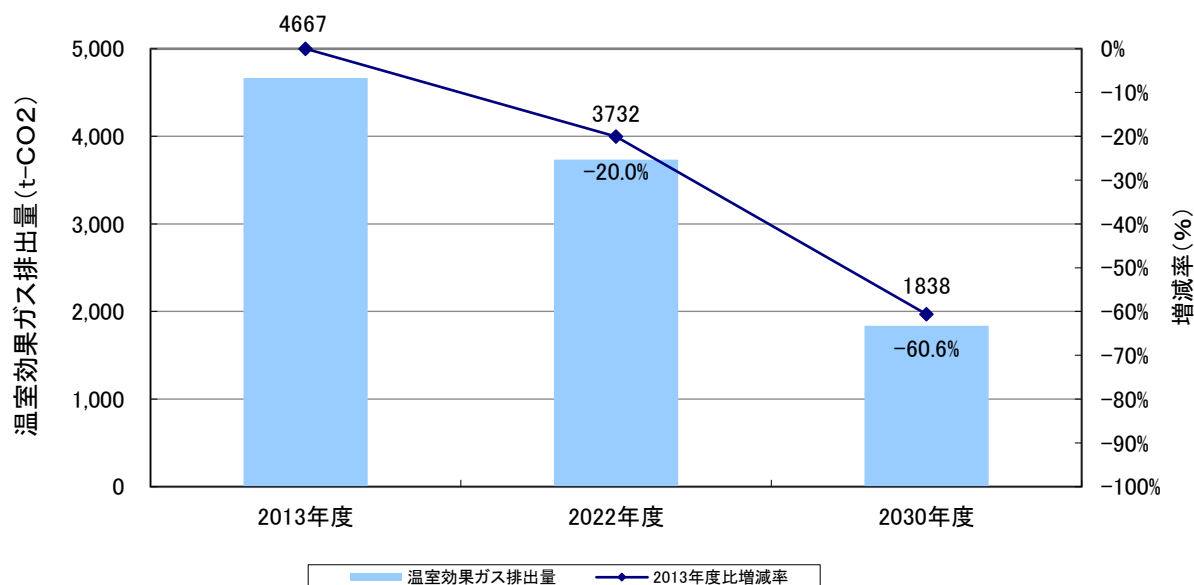


図4 温室効果ガス排出量及び増減率(2013年度比)

2 分野ごとの排出削減目標

温室効果ガスの削減目標を達成するために、分野ごとの削減目標を次のとおり定めます。

これらの分野ごとの削減目標を全て達成した場合、温室効果ガスの総排出量(CO₂換算)は1838 t-CO₂となり、基準年度と比較して、60.6%の削減率となります。

- (1) 市の事務及び事業において直接的に排出される温室効果ガスの削減を図るため、電気使用量・燃料使用量・公用車走行及びエアコンの3分野について、削減に取り組みます。
- (2) 間接的に温室効果ガスを削減するための取組として、水道使用量及びコピー用紙使用量の2項目について、2030年度(令和12年度)までの削減目標を設定します。

第5章 目標実現のための取組

1 取組の基本方針

本計画の目標達成に向けて、本市の温室効果ガスの約7割を占める電気使用量の削減を重点施策として取り組みます。具体的な施策としては、次の表5の項目を想定します。

表5 具体的な実施施策の目標

実施施策	目標
(1)施設の省エネルギー対策	既存設備のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。また、今後予定する新築及び改修する公共施設については原則ZEB Oriented相当以上となることを目指す。
(2)太陽光発電の導入最大化	2030年度には設置可能な公共施設の建築物や敷地の約半数以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。
(3)電動車*の導入	新規導入・更新については、原則、全て電動車とし、現在使用する公用車も、順次、電動車に切り替えていく。
(4)再エネ100%メニューの導入	2030年度までに目標と定める温室効果ガスを削減するため、再生可能エネルギーを電源とした再エネ100%メニューに順次切り替えていく。
(5)省資源・ごみ減量化	プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の3R+Renewableを徹底し、サーキュラーエコノミーへの移行を総合的に推進する。

*電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車を指します。

2 具体的取組項目

(1) 施設の省エネルギー対策

- ① 高効率設備への更新による電力消費量の削減
- ② 設備の運用改善による電力消費量の削減

(2) 太陽光発電の導入最大化

- 公共施設の屋根に太陽光発電を設置
- 公共施設の周辺敷地にパーゴラ型、垂直型で太陽光発電を設置
- 太陽光発電設備に蓄電池を併設することで施設の自家消費量を最大化

(3) 電動車の導入

公用車の利用に係る温室効果ガスを削減するため、①公用車を更新する際には、原則として電動車を導入することとし、②公用車の運用を改善することで、更なる温室効果ガスの削減を実現します。

(4) 再エネ 100%メニューの導入

前述の(1)から(3)までの施策を積極的に実施していきながら、2030年までに達成する温室効果ガスの削減に満たない部分については、再生可能エネルギーを電源とした再エネ 100%メニューを採用することで、電力消費に係る温室効果ガスの発生をゼロとし、2030年までの目標を確実に達成します。

(5) 省資源・ごみ減量化への取組み

次の表 5-4 の取組みにより、省資源・ごみ減量化に取組み、資源の有効利用、リサイクルの推進を通じて環境負荷を低減させることで、間接的に温室効果ガスの発生を抑制を図ります。

第6章 計画の推進及び点検・評価

1 進行管理体制

地球温暖化対策の推進のため、計画の実効性を確保し、取組の効率化を進めるためには、組織的な取組が必要です。地球温暖化対策の効果的かつ継続的な推進を図るため、「匠瑳市地球温暖化対策推進本部」(以下「本部」という。)を設置します。(図 6-1)

(1) 匠瑳市地球温暖化対策推進本部

本部は、市長をもって本部長とし、副市長及び教育長を副本部長として、本部員は各課及び委員会等の長の職にある者とし、本計画の実現に向けた目標を設定するとともに、この目標を達成する取組を実施します。

また、各課等が取りまとめる取組結果の評価を行って、進捗状況を把握し、必要に応じて目標の変更、取組の見直しを協議します。

(2) 本部員(各課等の長)

本部員は、各課等の長とし、所属する各課等の事務及び事業に伴う温室効果ガスの排出量等を削減するための取組を推進し、また、温室効果ガス排出の基となるエネルギー使用量等を把握し、推進本部への報告を行います。

(3) 職員

各課等の職員は、計画の内容等の伝達を受け、それぞれの役割に即した責任と権限により、取

組を実践します。また、計画実行に関して意見のある場合は、本部員を通じて提言をします。

(4) 専門部会

専門部会は、実行計画の案の策定及び推進、進行管理及び評価等の専門的な事項について調査、検討及び調整を行います。

(5) 事務局

事務局は、ゼロカーボン推進課が担当します。各課等から提出された取組結果報告を集計し、報告内容を点検した上で委員会に報告します。

2 進行管理の仕組み

本計画では、PDCAサイクルの考え方に基づき、温室効果ガスの削減を組織的、継続的な取組として推進します。

(1) 計画 (Plan)

(2) 実行 (Do)

(3) 点検及び評価 (Check)

(4) 公表及び見直し (Action)

匝瑳市地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

概要版

2024 年(令和 6 年) 9 月

発行：千葉県匝瑳市

編集：匝瑳市ゼロカーボン推進課

〒289-2141 匝瑳市八日市場ハ 793 番地 35

市民ふれあいセンター1 階

TEL 0479-73-0019 FAX 0479-79-0628